

第 2 回 第 1 農地部会 議 事 録

日 時 平成 2 9 年 2 月 1 6 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員
おおた やすひろ おおた よしまさ さかくら ゆきみつ
1 太田 泰弘・2 太田 義政・3 坂倉 行光
たむら あきら まえかわ ようこ かわぐち くにじ
4 田村 明・5 前川 洋子・10 川口 邦次
よこやま はくお あさお てつや ひらい ひでつぐ
11 横山 帛生・12 浅生 哲也・13 平井 秀次
さの こ さかの だいてつ
19 佐野 すま子・21 坂野 大徹

以上 11 名

欠席委員
きた よしゆき かわべ ちあき いしい やすひろ
8 喜多 義幸・24 川邊 千秋・9 石井 康宏

出席部会員外委員
会長 もりやま たかゆき
守山 孝之

議長 第 1 農地部会長職務代理者 ひらい ひでつぐ
平井 秀次

事務局職員 奥野事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：樽井担当副主幹 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹

芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者
あさお てつや さかの だいてつ
12 浅生 哲也 ・ 21 坂野 大徹

事項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

報告第 6 号 時効取得による所有権の移転について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について
- 議案第7号 非農地証明願について
- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第2回第1農地部会を開催させていただきます。
 本日の欠席は、8番 喜多義幸委員 24番 川邊千秋委員
 9番 石井康宏委員 出席委員は11名です。
 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 12番 浅生哲也委員 21番坂野大徹委員、よろしくお願ひします。
 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。
 報告第1号から第6号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 それでは報告事項について報告させていただきます。大変失礼ですが、座って説明させていただきます。よろしくお願ひします。
 議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から11で、2ページをお願いします。
 件数は合計で11件、合計面積は田で34,650㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
 3ページから5ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。
 番号1から6で、5ページをお願いします。
 合計で件数は6件、合計面積は50,523.09㎡で、その内訳は田が39,780㎡、畑が10,737㎡、その他、これは台帳地目が宅地になっている農地で、6.09㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

6 ページをお願いいたします。

報告第3号農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1、共同住宅用地

番号2、一般個人住宅用地

の2件で、合計面積は1,163㎡、このうち田が998㎡、畑が165㎡でございます。

7 ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、駐車場用地

番号2、庭及び道路用地

番号3、太陽光発電施設用地

番号4、駐車場用地

番号5、一般個人住宅用地

番号6、資材置場用地

番号7、植林

番号8、番号9、番号10、共同住宅用地

番号11、集合住宅用地

番号12、太陽光発電施設用地

番号13、駐車場用地

以上、件数は13件で、合計面積は6,010.27㎡、この内訳は田が2,123.27㎡、畑が3,887㎡でございます。

8 ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、番号2、番号3、一般個人住宅用地

番号4、太陽光発電施設用地

以上、件数は4件、合計面積は畑で1,212㎡でございます。

9 ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、権利者 _____、申請地は畑で面積8.05㎡、取得年月日は昭和63年12月23日でございます。

この案件につきまして、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が完成しております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございました。事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）についてですが、番号8に関しましては、_____に関する案件です。先に番号8の採決をし、その後、番号1から7と9から11の案件について採決したいと思います。

それでは、番号8に関し、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当しますので、_____の一時退室をお願いしたいと思います。

一 時 退 室

議 長 それでは、番号8の説明を事務局お願いします。

事 務 局 はい、議長。12ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）で番号8でございます。

地区 安濃、受人 _____、面積330,770.79㎡ 渡人 _____、面積1,699㎡ 申請地 安濃町清水高田符_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,482㎡、外1筆 合計面積1,699㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。番号8について、地元委員の意見ということでございますが、安濃地区ということですので、私の方から経緯を言わせていただきます。2月8日に現地確認を行いました。推進委員の伊藤さんも問題ないということですので、地元としては全く異議ございませんので、よろしくをお願いします。担当地区としては異議なしということですが、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、番号8については、許可をすることに決定いたします。

_____入室してください。

入 室

議 長 それでは、番号1から7と9から11の説明を事務局お願いします。

事 務 局 はい、議長。10ページをお願いいたします。

番号1、地区 藤水、受人 _____、面積17,491.12㎡ 渡人 _____外1名、面積6,150㎡ 申請地 藤方下八木田_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積1,523㎡外1筆、合計面積2,118㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 豊津、受人 _____、面積2,591㎡ 渡人 _____、面積6,404㎡ 申請地 河芸町一色中起_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積500㎡。

これにつきましては、兄弟間での部分贈与になります。

番号3、地区 明、受人 _____、面積7,406㎡ 渡人 _____、

面積14,986㎡ 申請地 芸濃町楠原御手洗_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積42㎡外6筆 合計面積2,886㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 安西、受人 _____、面積25,562㎡ 渡人 _____、面積8,040㎡ 申請地 芸濃町岡本東川原_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,295㎡外4筆 合計面積3,809㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人の要望を受け、申請地を譲り受けるものです。

11ページをお願いします。

番号5、地区 安西、受人 _____、面積25,802㎡ 渡人 _____、面積8,040㎡ 申請地 芸濃町岡本浅田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積800㎡外1筆 合計面積1,933㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人の要望を受け、申請地を譲り受けるものです。

番号6、地区 高宮、受人 _____、面積6,076.05㎡ 渡人 _____、面積4,116㎡ 申請地 美里町五百野八反垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積3,564㎡外1筆 合計面積4,116㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に利便であることから、高齢化のため離農する渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号7、地区 辰水、受人 _____、渡人 _____、面積11,790㎡ 申請地 美里町家所西代_____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,314㎡外11筆 合計面積8,936㎡。

これにつきましては、親子間での生前一括贈与になります。

番号9、地区 安濃、受人 _____、面積5,487㎡ 渡人 _____、面積6,887㎡ 申請地 安濃町太田南_____、台帳地目・現況地目とも田、面積932㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号10、地区 明合、受人 _____、面積7,063㎡ 渡人 _____、面積7,374㎡ 申請地 安濃町戸島北川原_____、台帳地目・現況地目とも田、面積3,068㎡外1筆 合計面積3,472㎡。

番号11、地区 明合、受人 _____、面積7,374㎡ 渡人 _____、面積7,063㎡ 申請地 安濃町戸島大川原_____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,555㎡。

この2件につきましては、自作地を相互に交換するものです。

先にご審議いただきました番号8を含めまして、件数は11件、合計面積は32,956㎡、このうち田が29,126㎡、畑が3,830㎡でございます。

番号8以外の案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	番号1から7と9から11の地元委員の意見を伺います。 番号1、お願いします。
太田委員	1番 太田です。地元の下井推進委員から問題ないという報告を受けております。従いまして、事務局の説明どおり問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	番号2番お願いします。
事務局	はい、議長。喜多委員お休みされています。事前に連絡をいただいております。特に問題ないということでございますので、よろしくお願いします。
議 長	次、番号3番お願いします。
川口委員	10番 川口です。8日に地元推進委員の家木委員と一緒に現地調査を実施しました。別に問題ないということでございます。
議 長	次、番号4番お願いします。
事務局	はい、議長。番号4と番号5の安西の関係2件ですけれども、石井委員の地区になります。欠席ということで、事前に問題ないというご連絡いただいております。よろしくお願いします。
議 長	続きまして番号6と7お願いします。
事務局	はい、議長。横山委員まだ到着されていませんので、この2件についてはちほどご審議いただいて、先に次の案件から進めていただこうかと思いますが、いかがでしょうか。
議 長	横山委員こちらに向かっている最中でございますので、6番と7番だけ後回しにさせていただきます。番号9、10番、11番お願いします。
浅生委員	12番 浅生です。9番、10番、11番についても、安濃地区の伊藤推進委員さんと立ち会いをしましたが別に問題ありません。明合地区についても藤田委員と現地確認した結果、問題ないということです。よろしくお願いします。
議 長	6番と7番を除きまして、地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、番号1から5及び8から11については許可をすることに決定いたします。 次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。13ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。
番号1、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里睦合町薬師谷 _____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積717㎡です。
これにつきましては、昭和50年4月ごろ、申請地に植林しており、始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
件数はこの1件で、この案件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番。

坂倉委員 3番 坂倉です。2月8日に地元推進委員の辻さんと一緒に現地確認いたしました。事務局の説明どおり現在、山林化しておりますが、特別問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。14ページ、15ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。番号1の地区安東になっておりますが、誤りで楡形に訂正をお願いしたいと思います。申し訳ありません。
番号1、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 安東町松ヶ鼻 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積119㎡外1筆 合計面積634㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、177.12㎡、パネル設置率は、日陰を避けて設置するため、転用面積の27.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号2、地区 片田、受人 _____、渡人 _____外4名、申請地 片田志袋町坂本 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積95㎡外1筆 合計面積180㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、155.52㎡、転用面積の86.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大里、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 大里睦合町南浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積730㎡外2筆 合計面積2,154㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡、日影部分を避けて設置しますことから、パネル設置率といたしましては、転用面積の24.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 上野、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 河芸町上野大道 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積314㎡外1筆 合計面積647㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、369㎡、転用面積の57%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 明、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町楠原御手洗 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積135㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 村主、受人 _____外1名、渡人 _____外1名、申請地 安濃町今徳山出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積347㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町太田南 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積324㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町内多見泥 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積82㎡外1筆で合計面積445㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 明合、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町野口大谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積208㎡外3筆 合計面積1,182㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、492.9㎡、転用面積の41.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 明合、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町野口大谷 _____、台帳地目・現況地目とも

畑、面積271㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、163.8㎡、転用面積の60.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は10件、合計面積は、6,319㎡、このうち田が1,151㎡、畑が5,168㎡でございます。いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1 お願いします。

前川委員 5番 前川です。2月8日に別所推進委員と現地確認したところ、特に問題ないということで、事務局の言うとおりでございます。よろしく申し上げます。

議長 番号2 お願いします。

前川委員 5番 前川です。2月8日に堀推進委員と現地確認して、特に問題ないということですので、事務局の説明どおりです。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。次、番号3。

坂倉委員 3番 坂倉です。2月8日に守山会長、喜多部会長、地元推進委員の辻さんと現地確認いたしました。事務局の説明どおり、特に問題ございません。

議長 はい、ありがとうございます。次、番号4。

事務局 はい、議長。喜多部会長の担当地区になりまして、特に問題ないということで、ご連絡いただいておりますので、よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。次、番号5。

川口委員 芸濃10番 川口です。8日に地元推進委員の家木委員と現地確認させていただきました。事務局の説明どおり、問題ございませんのでよろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。番号6は私でございます。2月8日現地確認を行いました。地区推進委員の前田さんも問題なしということでございますので、事務局の説明どおり問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。次、番号7、8、9、10 お願いします。

浅生委員 12番 浅生です。7番は地元推進委員の伊藤さんと現地確認をした結果、別に問題ないということです。

番号8につきましては、地元推進委員の若林委員と現地確認をしましたところ、別に問題なしということです。

番号9と10ですが、地元推進委員とともに現地確認をしました。9については守山会長と喜多部会長に来ていただき現地確認した結果、別に問題なしということでした。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、どうもありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。

次に議案第4号のところですが、議案1号に戻っていただきまして、保留していました番号6と7につきまして、地元委員さんの意見をお伺ひします。

横山委員 11番 横山です。どうも遅くなりましてすみません。6につきましては、地元の服部推進委員から問題ないという返事をいただいております。

7番につきましても、地元の村田推進委員も問題ないということで、よろしくお願ひします。

議 長 地元委員さんからは意義のない旨の発言がございましたが、皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案1号の6番、7番につきましては許可することと決定いたします。

それでは次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。16ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 神戸、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 野田柳谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積511㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、354.24㎡、転用面積の69.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 上野、借人 _____、貸人 _____、申請地 河芸町久知野橋爪 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積99㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を隣接山林と一体利用のうえ、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、450.18㎡、日陰部分を避けるため、パネル設置率

といたしましては、一体利用地を含む全体面積1,381㎡の32.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安西、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町岡本浅田_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積261㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、135.24㎡、パネル設置率といたしましては、転用面積の51.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 長野、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 美里町平木中広尾_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,150㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、354.24㎡、土地が不整形でありますことから、転用面積の30.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件で、合計面積は、2,021㎡、このうち田が772㎡、畑が1,249㎡でございます。

いずれの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

前川委員 5番 前川です。2月8日に現地確認をしまして、地区推進委員の池村さんは欠席でしたけど、特に問題ないとの連絡を受けています。後は事務局の説明どおり問題ないと思いますので、よろしく願います。

議 長 はい、ありがとうございます。2番願います。

事務局 はい、議長。2番上野と3番安西の件ですけれども、2番は喜多部会長の方から問題ないというご連絡いただいております。3番につきましては、石井委員の方からこれについても問題ないということでご連絡いただいておりますので、よろしく願います。

議 長 次、4番 願います。

横山委員 11番 横山です。2月8日に守山会長、喜多部会長、地元の尾川推進委員とともに現地確認を行いました。事務局の言われるとおりの問題ないと思いますので、よろしく願います。

議 長 はい、ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	<p>異議なしの声をいただきました。それでは異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定いたします。</p> <p>次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。17ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。</p> <p>番号1、地区 高宮、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 美里町足坂東之垣内_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積419㎡ 外2筆 合計面積1,321㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、450.12㎡、土地が不整形でありますことから、パネル設置率といたしましては、転用面積の34.07%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>なお、この案件につきましては、次の議案で提出させていただいておりますが、12月の部会で、所有権移転で許可をした案件を取り消して、このたび申請されたものです。</p> <p>件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。事務局の説明は終わりました。地元委員の意見を伺います。1番。</p>
横山委員	<p>11番 横山です。2月8日に守山会長、喜多部会長、地元の服部推進委員を交えて現地確認を行いました。問題ないということで、事務局の言われるように許可願いたいと思います。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定いたします。</p> <p>次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。18ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願についてでございます。</p> <p>番号1、地区 高宮、受人 _____、賃借人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美里町足坂東之垣内_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積419㎡ 外2筆 合計面積1,321㎡。</p> <p>これにつきましては、昨年12月16日に許可した案件ですが、所有権移転</p>

を地上権の設定に変更するため、取消願が提出されております。

なお、変更後の許可申請は、先ほどの議案第5号でご審議をいただいたとおりでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明は終わりました。地元委員の意見を伺います。1番。

横山委員 11番 横山です。現地確認を守山会長、喜多部会長に来ていただいてやっていただきました。地元推進委員の尾川委員も参加していただきまして、問題ないということでよろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第6号については、承認することに決定いたします。

次に議案第7号、非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。19ページをお願いいたします。

議案第7号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 上野、願出者 _____、申請地 河芸町上野上ノ垣内_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積161㎡。

これにつきましては、提出されております建物の全部事項証明書により、申請地には、昭和49年3月に建物が建築されていることが確認できます。

このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 黒田、願出者 _____、申請地 河芸町三行小林_____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積66㎡外2筆 合計面積938㎡。

これにつきましては、平成4年10月28日国土地理院撮影の航空写真により、この時すでに山林となっていることが確認できます。

このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積は599㎡、このうち田が92㎡、畑が507㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明を終わりました。地元委員の意見を伺います。1番。

事務局 はい、議長。非農地証明のこの2件につきまして、喜多部会長の地区になります。問題ないということでご連絡いただいておりますので、よろしくお願いたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第7号については証明することに決定いたします。

次に別冊でお配りしました議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で134,076㎡、畑の使用貸借で3,124㎡、契約件数は40件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で94,040㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,006.04㎡、契約件数は36件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で80,543㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1,287㎡、契約件数は22件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で39,775.91㎡、畑の使用貸借で671㎡、契約件数は17件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で10,626㎡、契約件数は7件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて359,060.91㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で9,088.04㎡、合計契約件数は122件、合計面積は368,148.95㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区で17件、河芸地区7件、安濃地区20件、芸濃地区7件で合計51件、合計面積は206,276.91㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。始めに、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。
まず、整理番号6、ほか1件についてです。
_____、一時退室をお願いします。

一時退室

議長 この2件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございました。入室してください。

入室

議長 次に、整理番号105についてです。
_____、一時退室をお願いします。

一時退室

議長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございました。入室してください。

入室

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは議案第8号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。以上で第2回第1農地部会を終了いたします。

午前11時10分

上記は、第2回第1農地部会の議事を録したものである。

平成29年 2月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____